

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 23 日現在

機関番号：55301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03378

研究課題名(和文)変貌するイギリス軍事法に、イラク戦争を検証したチルコット報告書が及ぼす影響の考察

研究課題名(英文)A considering the influence of Chilcot Report which verified Iraq War on the changing British Military Law

研究代表者

大田 肇(Oota, Hajime)

津山工業高等専門学校・総合理工学科・教授

研究者番号：30203798

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：2003年からイギリス軍が参加したイラク戦争(占領を含む)は、大量破壊兵器の脅威からの防衛という当初の戦争目的がその兵器の不存在により誤っていたことが明らかとなり、また戦争終結後の占領政策は混迷し、現地の治安は泥沼化の様相を呈した。こうした状況への批判に応えるべく設置されたのがチルコット委員会であり、約7年後に公開されたのがこの報告書であった。

報告書において批判されたブレア首相の「大統領型政治」は、例えば国家安全保障会議の設置などによりその憲法習律である「内閣の連帯責任」が回復していると政府は主張しているが、議会・庶民院の委員会からは疑問視する報告書が出され、さらなる改革が求められている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦争等の安全保障に関し、日本の憲法学では主として平和主義として論じられてきた。これは他国の憲法学には見当たらない、日本の独自の研究分野とも言える。そのため、この分野では、他国の現状との比較研究はアメリカ、ドイツを除き活発とは言えず、イギリスに関しては皆無と言える。そうした中でこの研究は最近のイギリスにおける問題をイラク戦争に関連して紹介したものである。

戦争開始など安全保障に関わる決定は重要な政治判断でありかつ迅速性と機密性が求められる中、肥大化した首相権限下での決定の失敗を詳細に調べ批判したチルコット報告書からイギリスがどのような教訓を引き出し実行しようとしているのか、その一端を報告した。

研究成果の概要(英文)：The Iraq War (including the occupation), in which British troops have participated since 2003, revealed that the original purpose of the war to defend against the threat of weapons of mass destruction was wrong due to the absence of those weapons, and occupation policies after the end of the war were in turmoil, and local security appeared to be mired in a quagmire. The Chilcot Committee was established to respond to criticism of this situation, and it was this report that was released about seven years later.

The government argues that Prime Minister Blair's "presidential-style politics" which was criticized in the report, has been corrected by, for example, by establishing the National Security Council, which has restored the constitutional convention of "collective responsibility of the Cabinet," but committees in the House of Commons have issued reports questioning it, and further reform is required.

研究分野：憲法・軍事法

キーワード：イラク戦争 チルコット報告書 軍事法 戦争開始権限 生命に対する権利

1. 研究開始当初の背景

日本国憲法の平和主義を、「普通の国」における安全保障・軍事の法的問題の研究から得られる視点から、改めて検討するというこれまでの研究の一環であり、その主たる研究対象国であるイギリスにおける最近のかつ注目を集めているチルコット報告書を対象とした研究が、「普通の国」の状況をより深く理解するための一助になれば、と考えた。イラク戦争が始まったのが2003年、イギリス軍の撤収が2009年、同年にチルコット委員会が設置され2016年に報告書が発刊された。この科学研究が採択された2017年は、イギリスにおいてこの報告書を巡る議論が始まった頃であり、イギリス政府のイラク戦争・占領の「失敗」からの教訓を生かす取り組みは既に始まっていたが、それらに論及する論稿は日本ではごく少数であった。

2. 研究の目的

イギリスにおいては海外での戦争開始権限は国王大権の一つであり、その行使は事実上首相の判断に委ねられ、議会の関与は法的には義務付けられていない。が、2003年のイラク戦争に際しては、当時のブレア首相は議会・庶民院に諮りその多数の賛成を得て、武力攻撃を開始した。このような戦争開始決定への議会関与がその後どのように検討され、定着化あるいは形骸化していったのかを、調べた。また、その占領期には、イギリス兵によるイラン住民の殺傷・虐待事件が発生し、同時にイスラム過激派による攻撃によりイギリス兵が死傷する件数も増加した。死傷したイラン人、イギリス兵双方から、イギリス政府・国防省はヨーロッパ人権条約第2条が保障する「生命に対する権利」を侵害したと訴えられ、ヨーロッパ人権裁判所及びイギリス最高裁はそれぞれ原告の主張を認める判決を下した。チルコット報告書は、イギリス軍の占領への準備及び占領開始後の対応に問題があったことを厳しく批判している。こうした状況に危機感をもったイギリス政府が検討したのが、海外で軍事行動に従事するイギリス軍のヨーロッパ人権条約からの免脱であり、この免脱を巡る議論を整理・検討しようとした。さらにブレア首相が議会で説得するその際に使われたのが「大量破壊兵器の45分以内の脅威」であった。チルコット報告書の主たる調査対象の1つが、この大量破壊兵器保有に関する情報の取り扱い方であった(残りは、イラクに対する武力攻撃の国際法上の適法性に関する法務長官の助言、戦争終結後のイラク占領の準備不足とその治安悪化への不十分な対応)。チルコット委員会は、当時のブレア首相の「大統領型」と称されていた政策決定手法を詳細に調査し、憲法習律である内閣の連帯責任の視点から批判した。この批判に、その後の政府がどのように応答していったのか、その経緯を追った。

3. 研究の方法

2017年3月にイギリス出張の際に情報交換をおこなった公法学研究者にチルコット報告書に関するコメントを求めたが、全12巻・約260万字の報告書の総合的な検討には時間が必要だと返答された。そうした中で、戦争開始決定への議会関与の問題、イラク占領における「生命に対する権利」侵害に関する問題、さらにチルコット報告書の中の個別問題について考察した論文等の収集・検討をおこなった。特に報告書で指摘された問題への政府の対応を調べる上で有益だったのが、議会の各委員会が継続的に発刊していた関連問題の報告書であり、他の学術文献も参照しながら、チルコット報告書が及ぼした影響を読み取ろうとした。こうした問題に関するイギリスでの研究状況を把握するため、2018年9月のエジンバラ大学での研究会において公法研究者と意見交換をおこない、2019年3月にリバプール大学においても公法研究者との意見交換をおこなった。

4. 研究成果

戦争開始決定への議会関与に関しては、それをどのような形で定着させるかを巡り議論がなされたが、現状においては議会慣習と見なされている。が、政府は議会が関与すべき軍事行動の範囲を限定的に解釈し、議会の関与を回避しようとしているという状況を把握することができた。「生命に対する権利」侵害の問題に関しては、司法における政府には厳しい判断を既に紹介した。その後、ヨーロッパ人権条約からの免脱の議論は立ち消えとなり、イラクにおける事実調査の困難さもあって政府の対応は迷走し、また政府を訴えていた原告の弁護団にも偽証が発覚するなど、混迷する状況を多面的に追跡した。大量破壊兵器に関する情報の取り扱いに関しては、報告書の詳細な資料をもとに、戦争開始に向けてブレア首相たちがどのように行動していったのかをフォローした。報告書で「大統領型」として批判された政治手法について、政府は、国家安全保障会議(The National Security Council, NSC)を2010年に創設したことによって改善がなされていると主張したが、議会・庶民院の公行政及び憲法問題委員会(The Public Administration and Constitutional Committee)は、NSCがチルコット報告書の指摘した問題に対する十分な対応策となっていることを示す証拠が示されていないと主張した。NSCに関しては、庶民院の外交委員会(Foreign Affairs Committee)も、2011年のリビア内戦へのイギリス・フランス軍の軍事介入に際し、正確な情報が伝えられず、内戦後の支援等の戦略に沿った活動がなさ

れなかったことを挙げて NSC の機能に疑問を投げかけた。また、内閣の連帯責任の形骸化を防ぐため、内閣官房長(The Cabinet Secretary)の役割の強化を求める意見も、委員会から出されたが、政府は反対を表明した。こうした一連の議論をまとめた。

首相権限の肥大化というイギリス・日本に共通した昨今の政治状況の中で、戦争という極めて重要な、かつ迅速性と機密性が求められる局面においてその問題性が露呈したということの意味は重く、チルコット報告書がその重要性を強調した「共同決定」「討議」「挑戦」を浸透させようとするイギリスの努力の一端を検討したが、その努力の成果の判定にはまだ時間が必要であるという結論を得た。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 3件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 大田肇	4. 巻 60
2. 論文標題 議会の戦争権限への関与についてのイギリスでの議論の検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 津山工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 1,5
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大田肇	4. 巻 59
2. 論文標題 軍隊の海外での作戦行動に関しヨーロッパ人権条約からの免脱を巡るイギリスにおける議論の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 津山工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 39,43
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 大田肇	4. 巻 63
2. 論文標題 イラク戦争検証（チルコット報告書）がイギリスの内閣に及ぼした影響の考察	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 津山工業高等専門学校紀要	6. 最初と最後の頁 7,10
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大田肇
2. 発表標題 イギリスにおける戦争開始への議会関与の現状と問題点
3. 学会等名 イギリス憲法研究会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------